# 町史のひとこま（第二十六回）

## 条里制と古代地名

### 「須恵」という地名

「須恵」という地名は、古代に逆のぼりうる、非常に古い由来をもつ地名と考えられています。

「須恵器」と「須恵焼」とがよく混同して理解されているのを見かけますが、古代の普通名詞「須恵器（すえのうつわもの）」から地名「須恵」が生まれ、近世に至って、須恵で製作された磁器を名づけて固有名詞「須恵焼」が登場したわけです。

（古代）（地名）（近世）

**須恵器⇒須　恵⇒須恵焼**

つまり、須恵焼は当地で作られたからそう名づけられたものですが、須恵器はそうではなく、全国各地に須恵器の窯跡が残されており、窯跡所在地には須恵の地名がついている場合が多々あります。

須恵器とは、灰黒色の硬質土器で朝鮮半島からの渡来技術によるものです。古墳の副葬品として一般に見られ、町内の古墳からも出土しています。須恵器窯跡は町内では若杉山中腹、皿山公園の少し上の方に一基が確認されています。これは奈良時代、八世紀のものだろうと考えられており、地名の元となったのもここでの須恵器生産だったのではないでしょうか。

町内出土の須恵器

### 須江庄

南北朝時代の史料に「須江庄（すえのしょう）」という地名が見えています。これは粕屋郡の須恵村を指していると思われます。詳しいいきさつは不明ですが、薩摩の島津氏が所有する荘園の名称です。「須江庄」が史料に見える最も古い時代の「須恵」となっています。

### 条里制に関する地名

次に、町内に残っている古代地名について触れてみます。

六四五年の大化の改新の結果、豪族の専横をおさえた中央集権化のための施策が打ち出されますが、その一つに条里制があります。（下の須恵免・粕屋の三カ町字図に条里制の跡が見えます。

条里制は、土地を一辺が六町（約六五四メートル）の正方形に、碁盤の目のように区画する方法で、一単位の正方形が「里」と呼ばれます。里を、さらにタテ・ヨコ一町ずつに六等分し、一辺一町（約一〇九メートル）の正方形の土地三六個に区分し、その一つ一つを「坪」（あるいは江・枝など）と呼び、一から三六までの番号をつけて「一の坪」のように名づけました。

わが町にも条里制に関する地名が残っており、おそらく当時は条里制が実施されて、碁盤の目のように整然とならんだ田が眼前に広がっていたことでしょう。

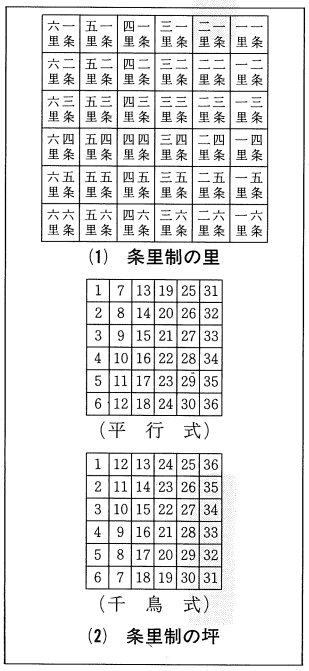

(1)　条里制の里

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 7 | 13 | 19 | 25 | 31 |
| 2 | 8 | 14 | 20 | 26 | 32 |
| 3 | 9 | 15 | 21 | 27 | 33 |
| 4 | 10 | 16 | 22 | 28 | 34 |
| 5 | 11 | 17 | 23 | 29 | 35 |
| 6 | 12 | 18 | 24 | 30 | 36 |

（平　行　式）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 12 | 13 | 24 | 25 | 36 |
| 2 | 11 | 14 | 23 | 26 | 35 |
| 3 | 10 | 15 | 22 | 27 | 34 |
| 4 | 9 | 16 | 21 | 28 | 33 |
| 5 | 8 | 17 | 20 | 29 | 32 |
| 6 | 7 | 18 | 19 | 30 | 31 |

（千　鳥　式）

(2)　条里制の坪

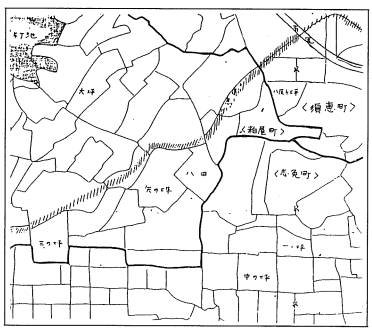

条里制に関する地名は次の通りです。

（大字旅石）八反ヶ坪・一ノ浦
（大字植木）一ノ坪・六ノ坪・九ノ坪
（大字上須恵）一つ町・八つ枝・中ノ坪・一つ枝
（大字須恵）一ノ口

このように、条里制に関する地名は、坪や数字のついていることが多く、奈良時代以前の地名が今に伝えられたものなのです。右に挙げた地名の中には今では使われていないものや、今も小字・通称名として使われているものがあります。

地名からは、古代の歴史のあとをたどることができるのです。

（町誌編集委員会事務局・石瀧）